

1 狩猟税の納付手続

狩猟者の登録を受けようとする場合は、この「狩猟税に関する申告書」を「狩猟者登録申請書」と併せて、狩猟者の登録を受ける京都林務事務所又は京都府広域振興局あて提出していただく必要があります。

2 税 額 等

免許の種類・区分			税額	
第一種銃猟	①	○道府県民税の所得割額の納付を要する者	—	16,500 円
		○※道府県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（②の㊦㊧㊨に該当する者を除く）	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当する者 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当する者	8,200 円
	②	【市町村長発行の証明書を添付】 ㊦道府県民税の所得割額の納付を要しない者であって、同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 ㊧道府県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族 ㊨①※のうち、農業、水産業又は林業に従事している者 《裏面の注意事項により該当するかどうか確認してください》 <i>証明書用紙は、京都林務事務所・京都府広域振興局・市役所・町村役場にありませう。</i>	—	11,000 円
			○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当する者 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当する者	5,500 円
網 猟 ・ わな猟	③	○道府県民税の所得割額の納付を要する者	—	8,200 円
		○※道府県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（④の㊦㊧㊨に該当する者を除く）	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当する者 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当する者	4,100 円
	④	【市町村長発行の証明書を添付】 ㊦道府県民税の所得割額の納付を要しない者であって、同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 ㊧道府県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族 ㊨③※のうち、農業、水産業又は林業に従事している者 《裏面の注意事項により該当するかどうか確認してください》 <i>証明書用紙は、京都林務事務所・京都府広域振興局・市役所・町村役場にありませう。</i>	—	5,500 円
			○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当する者 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当する者	2,700 円
第二種銃猟	⑤	—	—	5,500 円
			○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当する者 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当する者	2,700 円

- ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録を受ける者・・・・・・・・・・・・・・・・・・非課税
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 9 号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・非課税

3 申告書の記載事項

記 載 欄	記 載 事 項
狩猟免許の種類	登録する免許の種類の□に✓を記入してください。
軽減税率適用・・・ 証明された事項	上記㊦㊧㊨のいずれかに当てはまり、証明書を添付して申告する人のみ、証明された事項の□に✓を記入してください。
職 業	登録申請書に記載された職業を記入してください。
納 付 税 額	納付すべきそれぞれの税額と合計額を記入してください。

4 注意事項

狩猟税を納付された後、その適用税率に誤りがあったことにより不足額が生じたときは、別途不足額を納付していただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。